

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則第59条第2項および立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第68条の2第2項にもとづき、聴講生に関して必要な事項を定める。

(資格)

第2条 学部の授業科目の聴講を志願することができる者は、聴講に必要な学力があると学部長が認めた者とする。

2 大学院修士課程、大学院博士課程前期課程または大学院一貫制博士課程1年次および2年次の授業科目の聴講を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院学則第52条に規定する大学院の入学資格を有する者

(2) 聴講に必要な学力があると研究科長が認めた者

3 大学院専門職学位課程の授業科目の聴講を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院学則第52条に規定する大学院の入学資格を有する者

(2) 聴講に必要な学力があると研究科長が認めた者

4 前項のほか、法務研究科については、法律を扱う職業に従事した経歴を有することとする。

5 第3項のほか、経営管理研究科については、本大学経営管理研究科を修了することを要する。

(出願手続)

第3条 授業科目の聴講を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に聴講生選考料を添え、当該授業科目を開講する学部長または研究科長に願い出なければならない。

(1) 聴講生願書（志望理由含む、本大学所定のもの）

(2) 外国籍の者は、聴講期間において日本国の在留資格を有することを証明する特別永住者証明書または在留カードの写し

(3) 短期大学、大学、大学院または高等学校に在籍している者は、所属する短期大学、大学、大学院または高等学校が出願を認めた許可書

(4) その他出願する学部または研究科において指定された書類

2 複数の学部または研究科の授業科目の聴講を志願する者は、いずれか一つの学部長または研究科長に願い出るものとする。

3 聴講生が聴講期間の終了後、新たに聴講を志願するときは、改めて出願手続を行わなければならない。ただし、直近の聴講の志願と新たな授業科目の聴講の志願が同一年度における志願であり、かつ、聴講した授業科目と新たに聴講を志願する授業科目とが学部または研究科のい

ずれか同一の課程におかれる授業科目である場合に限り、聴講生選考料を免除する。

(選考および決定)

第4条 前条に規定する志願者については、選考のうえ、教授会、研究科委員会または研究科教授会の議を経て、学部長または研究科長が聴講の許可を決定する。

2 前条第2項の複数の学部または研究科の授業科目の聴講を志願する者についての選考および許可の決定は、当該の授業科目の学部または研究科で行う。

3 前2項の決定は、聴講を許可した学部長または研究科長が、それぞれ志願者に通知する。

(登録手続)

第5条 聴講生として許可された者は、所定の書類を提出するとともに、聴講料を納入しなければならない。

2 聴講生として許可された者が、前項に規定する手続を所定の期日までに行わなかったときは、許可を取り消す。

(期間)

第6条 聴講生の聴講期間は、聴講が許可された授業科目が開講される学期間とする。ただし、当該授業科目が開講される学期と成績評価が行われる学期が異なるときは、年度の1年間とする。

(登録上限および聴講の対象授業科目)

第7条 聴講生が1年間に聴講できる単位の上限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学部の授業科目を聴講する場合 18単位

(2) 研究科の授業科目を聴講する場合 12単位

2 聴講の対象とする授業科目は、各学部または各研究科で定める。

(試験)

第8条 聴講生は、聴講した授業科目の試験を受け、成績評価を受けることができる。ただし、追試験は受けることができない。

(単位の授与)

第9条 聴講生は、前条の試験に合格した場合でも、単位を修得することはできない。

(証明書等)

第10条 聴講生に、その身分を証明するものとして聴講生証を交付する。

2 聴講生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。

3 希望する者には、聴講の期間を証明する証明書を交付する。

(諸規則の遵守)

第11条 聴講生は、本大学の諸規則を守らなければならない。

(聴講の中止)

第12条 聴講生が、本大学の諸規則に反する行為または聴講生として相応しくない行為を行った場合は、聴講生の身分を剥奪し、聴講を中止する。

2 前項に規定する手続は、当該授業科目の学部または研究科の教授会もしくは研究科委員会の議を経て、学部長または研究科長が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教学委員会が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。ただし、第2条は、2011年度の聴講生から適用する。

附 則 (2012年1月27日 大学院における聴講生制度の創設に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月16日 立命館大学大学院学則の変更および教学委員会の設置に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年12月17日 出入国管理及び難民認定法および住民基本台帳法の改正に伴う一部改正)

この規程は、2012年12月17日から施行する。

附 則 (2017年11月27日 聴講生選考料の免除および聴講期間の変更に伴う一部改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2019年1月28日 出願手続の変更に伴う一部改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。